

特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 平成 30 年度磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域整備計画改訂業務
2. 業務場所 磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域（III. 1 参照）
3. 履行期間 契約締結の日～平成 31 年 1 月 31 日（木）
4. 業務目的

磐梯朝日国立公園は、出羽三山・朝日地域、飯豊地域、磐梯吾妻・猪苗代地域の 3 地域に分かれ、爆裂式火山と火山性湖沼群、山岳宗教といった特色により、昭和 25 年 5 月に指定された我が国第 3 の陸域面積を有する国立公園である。

朝日地域を除く、出羽三山地域、飯豊地域、磐梯吾妻・猪苗代地域については、平成 17 年度に地域整備計画が策定されたが、以降 10 年以上が経過している。朝日地域についてのみ、平成 26 年度に改定が行われている。この間、平成 16 年度の三位一体の改革により補助金制度が廃止された後、平成 27 年度に交付金制度が創出され、平成 29 年度には長寿命化対策の実施によりライフサイクルコストを下げる取組の重要性が共有されるといった国立公園事業を取り巻く環境の変化があり、地域整備計画においても、このような変化を捉えた計画へ改定する必要性が高いことから、今般、磐梯朝日国立公園全域を対象とした地域整備計画の改訂を行う。

初年度となる本年度業務においては、磐梯吾妻・猪苗代地域に関する整備計画の策定を行う。

出羽三山・朝日地域及び飯豊地域を含む磐梯朝日国立公園全域の地域整備計画の改訂は、エリアが広域に及び、現況施設の把握調査等に膨大な時間を要することから本年度を含め三ヵ年度計画で行う予定である。

なお、本地域整備計画の改訂は、国及び地方公共団体が所有する既存の国立公園事業施設について、適時適切な修繕、再整備を行うとともに、長寿命化対策、ライフサイクルコストの低減を図るための計画を立てることを主眼とする。

II. 計画条件

1 総則

- (1) 本特記仕様書は、「平成 30 年度磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域整備計画改訂業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本特記仕様書に記載されていない設計に関する一般事項については、「設計業務等共通仕様書（自然公園編）」による。
- (3) 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書及び前記共通仕様書による他、調査職員の指示により実施するものとする。

2 管理技術者の資格要件

以下の資格を有する者でなければならない。

- (1) 技術士法（昭和 58 年第 25 条）による第 2 次試験のうち、技術部門を環境部門で選択科目を自然環境保全とするものに合格し登録を受けている者。

3 計画にあたっての留意事項

- (1) 自然環境、景観、安全性、耐久性、経済性、便益性、施工法、維持管理、関係法規等の適合に十分満足しうるよう計画を行うこと。
- (2) 法令による制限事項等が発生した場合は、法令の規定の遵守方法について調査職員等に指示を受ける。
- (3) 現地調査の際、植生の刈払い等は行わず、やむを得ず行う場合は、調査職員と協議のうえ自然保護官立ち会いのもとで行う。

4 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成20年4月以降の同種又は類似業務の実績、平成20年4月以降に担当した環境省発注の業務実績及び手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成20年4月以降の同種又は類似業務の実績、平成20年4月以降に担当した環境省発注の業務実績及び手持業務の状況
- (3) 担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成20年4月以降の同種又は類似業務の実績
- (4) 協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的な内容（協力者がある場合）
- (5) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験、平成20年4月以降の当該分野における業務の実績、手持業務の状況

注) 「平成20年4月以降の同種又は類似業務の実績」とは、以下の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

- ① 平成20年4月以降に完了した基本計画等業務実績
 - ② 本業務において担当する分担業務分野での基本計画業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ③ 以下を満たす施設の基本計画業務実績
 - (ア) 同種業務の実績における対象は、国立公園内における基本計画業務（測量設計は対象外）
 - (イ) 類似業務の実績における対象は、自然公園内における基本計画業務（同上）
- (6) 業務の実施方法、業務工程表及び打ち合わせ計画

III 業務の範囲

1. 対象範囲：下図のとおり。



2. 関係地方公共団体

磐梯朝日国立公園に関連する地方公共団体は、山形県、鶴岡市、長井市、米沢市、庄内町、大蔵村、西川町、大江町、朝日町、小国町、飯豊町、福島県、福島市、二本松市、郡山市、会津若松市、喜多方市、大玉村、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、西会津町、新潟県、村上市、胎内市、新発田市、関川村、阿賀町の計27団体である。

うち本年度業務の対象とする地方公共団体は、磐梯吾妻・猪苗代に関連する地方公共団体とし、具体的には山形県、米沢市及び福島県、福島市、二本松市、郡山市、喜多方市、会津若松市、大玉村、猪苗代町、磐梯町、北塩原村（以下「関係地方公共団体」という。）の12の県及び市町村に限る。

IV 業務内容

1. 現況把握

対象範囲内の国立公園事業施設のうち国又は地方公共団体が設置している既存の施設（以下「公園事業施設」という。）について、既往の資料、現地調査等により現況を把握すること。なお、本年度業務において対象とする公園事業施設については、別紙1のとおり、磐梯吾妻・猪苗代地域の94の公園事業施設とする。

(1) 基礎資料の作成

公園事業施設について、環境省及び関係地方公共団体が所有する資料を収集し、公園事業毎の個票（歩道等の長大な施設や包含する施設が多数の場合は適切な規模に分割する）を作成する。個票に取りまとめる情報は、東北地方環境事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）と協議し決定する。

(2) ヒアリング

関係市町村に対し、それぞれが所管する公園事業毎の管理状況、利用者数、利用者ニーズ、老朽化の程度、改修等措置の必要性についてヒアリングを行う。ヒアリング事項の詳細については、環境省担当官と協議し決定する。

(3) 現地調査

公園事業毎に老朽化の状況、利用の状況、管理の実態、長寿命化対策の対象となる施設・設備の有無、周辺環境（周辺の連携施設の有無等）に関する現地調査を行う。現地調査の結果を個票に取りまとめる。個票に取りまとめる情報は、環境省担当官と協議し決定する。なお、（1）～（3）については、関係地方公共団体の都合等に応じて実施が前後することが想定されるため、環境省担当官と協議しつつ、柔軟に対応すること。

2. 分析・評価

1. 現況把握の結果を基に、公園事業毎に下記①～④の観点から公園事業施設の修繕、再整備の必要性と効果について分析・評価を実施し、取り纏める。また、効果的な長寿命化対策が実施可能な場合は、公園事業施設毎に対策の提案を行う。

- ① 利用者数、利用形態、利用者ニーズから導き出される当該公園事業施設の在り方
- ② 現状の施設配置等における課題点と他の公園事業施設との連携の在り方
- ③ 維持管理手法・体制の適切性、効果最大化に関する考察
- ④ 費用対効果による優先順位の提案

3. 磐梯吾妻・猪苗代地域整備計画の改訂（案）の作成

1. 現況把握及び2. 分析・評価の結果を取り纏め、環境省担当官と協議しつつ、磐梯吾妻・猪苗代地域管理計画改訂案を作成する。作業にあたっては、平成17年度磐梯朝日国立公園地域整備計画（磐梯吾妻・猪苗代地域）を参考とし、以下3つの観点を追加・増補する。

- 1) 環境省直轄事業公園施設の修繕、再整備計画の策定
- 2) 地方公共団体による交付金事業公園施設の配置の修繕、再整備計画の策定
- 3) 直轄及び交付金事業施設の長寿命化措置計画の策定
- 4) 利用者ニーズに立った公園事業施設の連携に関する計画の策定

なお、本作業にあたっては、「国立公園地域整備計画の作成について（平成18年作成）」（別紙2～4）を参考とするが、本指針策定後、10年以上が経過し、社会背景の変化等があることから、環境省担当官と協議、確認しつつ、作業を進めること。

4. 打合せ協議

原則として、次の時期に発注者と打合せを行い、打合せ協議には、管理技術者及び技師A相当若しくは同等以上の能力を有する者が出席するものとする。なお、打合せは、裏磐梯自然保護官事務所（福島県耶麻郡北塙原村大字檜原字剣ヶ峰1093）において

て、環境省担当官及び裏磐梯自然保護官同席の下、実施すること。

- 業務着手時（1回）
管理技術者及び担当技術者が出席する。
- 中間打合せ（4回以上）
担当技術者が出席する。
- 成果品納入時（1回）
管理技術者及び担当技術者が出席する。

V. 成果物

- 1 成果物作成にあたって
 - ・成果物の作成にあたっては、調査職員と協議の上作成するものとする。
 - ・報告書の仕様にあたっては、別添「報告書の仕様及び記載事項等」に従うこと。
- 2 成果物
 - ・成果物は次のとおりとし、電子データはワード、エクセル、パワーポイント等で読み取ることができるようすること。
ただし、図面類についてはC A D（D X Fデータ）とする。
 - ・報告書（A4判 200頁） 25部
 - ・電子媒体（DVD-R） 2式

VI. 貸与資料

- 1 東北地方環境事務所より次の資料を貸与する。
なお、貸与された資料は、紛失、汚損しないように取扱い、これを公表し、他者へ貸与してはならない。また、業務完了後は、速やかに発注者に返却するものとする。
 - ・公園計画書及び公園計画図
 - ・管理計画書
 - ・平成17年度磐梯朝日国立公園地域整備計画
(出羽三山・朝日、飯豊、磐梯吾妻・猪苗代)
 - ・朝日連峰保全計画書
 - ・飯豊連峰保全計画書
 - ・平成18年度磐梯朝日国立公園飯豊地域登山道調査業務
 - ・平成19年度磐梯朝日国立公園朝日地域登山道調査業務
 - ・平成19年磐梯朝日国立公園磐梯地域登山道調査業務
 - ・平成22年度朝日地域登山道保全修復測量設計業務
 - ・平成25年度以東岳山頂施設予備調査業務報告書
 - ・平成26年度磐梯朝日国立公園朝日地域整備計画
 - ・その他発注者が貸与すべきと判断した資料等

VII. 連絡先

- ・東北地方環境事務所

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6階
TEL : 022-722-2874

VIII. 著作権等の扱い

- 1 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- 2 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- 3 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

IX. その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針210頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針211頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft社Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式

(3) (2)による成果物に加え、「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。